

◆八尾市住居確保給付金（転居費用補助）について◆

令和8年7月1日～

2年以内の同一世帯に属する者の死亡・離職・休業等により収入が減少し、お住まいのない人・八尾市内の賃貸住居等を失うおそれのある人で、家計改善の支援を受け、転居が必要かつ費用捻出が困難と認められる人は、申請により住宅確保給付金として、転居費用（上限あり）が支給されます

主な申請条件（①～⑧のいずれの条件にも該当する方）

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請を行った月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入合計額が別表1の(1)に定める収入基準額の範囲であること。
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の預貯金等の合計額が別表1の(2)に定める金額以下であること。
- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

ロ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員もしくは暴力団員密接関係者でないこと。

（裏面に続く）

別表 1 (※ 7 人以上世帯についてはお問合せください)

	単身世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯
(1)収入基準額 (月額)	131,000 円以下	186,000 円以下	223,000 円以下	265,000 円以下	306,000 円以下	352,000 円以下
(2)資産要件	504,000 円以下	780,000 円以下	1,000,000 円以下			

支給額・支給方法

○転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の 3 倍（これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額）が上限となります。

(八尾市内で転居の場合)

世帯人数	支給上限額	
	住宅扶助基準額の 3 倍	別に厚生労働省が定める額 (住宅扶助特別基準額の 4 倍)
単身世帯	117,000 円	204,000 円
2 人世帯	141,000 円	220,000 円
3 人世帯	153,000 円	236,000 円
4 人世帯	153,000 円	248,000 円
5 人世帯	153,000 円	264,000 円
6 人世帯	165,000 円	264,000 円
7 人以上世帯	183,000 円	280,000 円

○支給方法は、原則不動産仲介業者や引っ越し事業者の口座へ振り込みとなります。

○転居後 7 日以内に報告書・賃貸契約書（写し）・住民票（写し）などの提出が必要です。

なお、住居確保給付金の適正な受給のため、虚偽の申請や届出等、不正受給に該当することが判明した場合は、以後の給付の支給を中止するとともにすでに支給した住居確保給付金の全額又は一部について返還を求めます。

問合先 八尾市生活支援相談センター

電 話 9 2 4－3 7 6 1

(八尾市立社会福祉会館内)

F A X 9 2 4－3 9 4 0